

生活困窮者就労準備支援事業及び被保護者就労準備支援事業における
チャレンジ就労体験実施要綱

(目的)

第1条 生活困窮者就労準備支援事業及び被保護者就労準備支援事業におけるチャレンジ就労体験（以下「就労体験」という。）は、くらし支援課の相談者（以下「相談者」という。）の就労意欲、体力、生活習慣、その他就労遂行していくために必要な能力等について、くらし支援課及び相談者の双方が確認することを目的とする。

(対象者)

第2条 就労体験の対象者は、相談者のうち、一般就労のほか自立に向けた準備（訓練）が必要であると判断され、支援決定を受けた者とする。

(就労体験決定手続)

第3条 就労体験は、対象者の申込みに基づき、くらし支援課の当該対象者に対する支援方針を踏まえて決定するものとする。

2 申込者は、前項の申込みに当たっては、就労体験の実施に必要な範囲において、くらし支援課が保有する当該申込者に係る個人情報について、就労体験を実施する事業所（以下「チャレンジ就労体験事業所」という。）に提供されることに同意しなければならない。

(就労体験内容)

第4条 就労体験においては、チャレンジ就労体験事業所における通常業務又はこれに類することを体験できるようにするものとする。

(就労体験期間等)

第5条 就労体験の期間は、40時間以内とし、くらし支援課及びチャレンジ就労体験事業所の協議により決定するものとする。

2 前項に規定する就労体験の期間を超えて、就労体験を実施する必要があると認める場合にあっては、くらし支援課は、チャレンジ就労体験事業所との協議により、原則として、3日から5日の範囲内で、就労体験の期間を決定することができるものとする。

3 1日当たりの就労体験時間は、相談者に対する支援方針に基づき、8時間を超えない範囲において決定するものとする。

4 くらし支援課は、前3項に規定する就労体験の期間及び1日当たりの就労体験時間の決定に当たっては、相談者の同意を事前に得るものとする。

(事前面談)

第6条 特段の事情がある場合を除いて、就労体験の実施前に、くらし支援課、チャレンジ就労体験事業所及び就労体験を行う相談者（以下「就労体験者」という。）は、三者面談を行い、就労体験の内容、就労体験期間その他当該就労体験の実施において必要な事項を相互に確認することとする。

(就労体験者に対する報酬)

第7条 就労体験者に対する報酬は、無報酬とする。

(チャレンジ就労体験事業所に対する謝礼金)

第8条 くらし支援課は、就労体験の実施に当たっては、予算の範囲内で、チャレンジ就労体験事業所に対して謝礼金を支払うことができる。

2 前項の謝礼金の額は、以下のとおりとする。

(1) 第5条第1項に規定する就労体験 就労体験者1人当たりの受入れ1時間につき2,000円

(2) 第5条第2項に規定する就労体験 就労体験者1人の受入れにつき20,000円

3 前項の規定にかかわらず、謝礼金の額は、就労体験の内容、期間等を勘案してくらし支援課長がこれによらず別に決定できるものとする。

(個人情報等の取扱い等)

第9条 くらし支援課は、第3条第2項に規定する同意に基づきチャレンジ就労体験事業所に対して、適切に就労体験を実施するため、当該チャレンジ就労体験事業所に当該申込者に係る個人情報を提供することができる。この場合においてくらし支援課は、当該事業所に対して個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）及び豊中市個人情報の保護に関する法律施行条例（令和4年豊中市条例第44号）の適用について十分に説明を行わなければならない。

2 前項の個人情報の提供並びに個人情報の保護に関する法律及び豊中市個人情報の保護に関する法律施行条例の説明は、書面により行うものとする。

(確認書の交付)

第10条 就労体験の実施に当たっては、くらし支援課及びチャレンジ就労体験事業所は、確認書を作成し交付するものとする。

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか、就労体験の実施に必要な事項は、くらし支援課長が定めるものとする。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から実施する。